

## 参議院契約監視委員会定例会議議事概要

開催日	平成23年5月27日(金)		
場所	参議院第二別館東棟4階 東401会議室		
出席委員氏名	委員長	筆谷 勇(東京都監査委員・公認会計士)	
	委員	阿部 哲((財)日本国際協力システム 契約審査室室長)	
	委員	木下 哲(公認会計士)	
審査対象期間	平成22年10月1日～平成22年12月31日		
抽出案件	4件		
指名競争入札	1件	契約件名	準トップレベル事業所の認定基準適合の検証業務
		契約相手方	大星ビル管理株式会社
		契約金額	1,039,500円
		契約締結日	平成22年11月11日
一般競争入札	2件	契約件名	本館ほか構内情報通信網設備改修工事
		契約相手方	日本電気株式会社
		契約金額	34,524,000円
		契約締結日	平成22年10月21日
		契約件名	人事・給与関係業務情報システムの導入にかかる移行計画策定等支援業務
		契約相手方	マイクロソフト株式会社
契約金額	6,442,800円		
契約締結日	平成22年12月20日		
随意契約	1件	契約件名	什器一式購入
		契約相手方	広友サービス株式会社
		契約金額	3,137,074円
		契約締結日	平成22年12月1日
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		

意見・質問	回答
<p><b>1. 報告事項</b></p> <p>入札及び契約手続きの運用状況について 意見なし</p> <p>指名停止の運用状況について 意見なし</p> <p>談合状況への対応状況について 該当なし</p> <p><b>2. 抽出事案の審議</b></p> <p><b>A 【準トップレベル事務所の認定基準適合の検証業務（指名競争入札：役務）】</b></p> <p>①一般競争入札ではなく、東京都に登録された検証機関12社すべてを指名する指名競争入札とした理由は何か。</p> <p>②トップレベル事業所の認定ではなく、準トップレベルを目指す理由は何か。</p> <p>③原則的な削減義務とされる8%との関係をどう考えるか。</p> <p><b>B 【本館ほか構内情報通信網設備改修工事（一般競争入札（総合評価落札方式）：工事）】</b></p> <p>① 本件は、低入札価格調査の対象だが、如何なる調査を行ったのか。</p>	<p>応札可能な検証機関が当該12社だけであり、入札情報を全社に確実に伝達できる指名競争入札とすることにより、できるだけ多くの入札参加を促し、競争可能性が高められるものと判断した。</p> <p>東京都の認定基準に基づいて自己評価を行った結果、現段階では温室効果ガスの削減義務が2%提言される準トップレベルの認定を目指すことが妥当であると判断した。</p> <p>さらなる削減努力を放棄するものではないが、関連施設の更新など多額の費用を要することは避けられず、検討すべき課題は多いと考える。</p> <p>履行可能性の観点から、応札価格の積算根拠及び対象者の経営内容等の調査を行った。</p>

②入札方式として一般競争入札の総合評価落札方式が採られており、総合評価の方式としては「簡易型」が採用されているが、「標準型」との違いはなにか。

両者は、対象工事の規模、技術的な工夫の余地などの特性及び難易度により区別される。

**C 【人事・給与関係業務情報システムの導入にかかる移行計画策定等支援業務（一般競争入札（総合評価落札方式）：役務）】**

①本件では、移行計画のうち「人事・給与システム移行計画書（詳細版）」の作成支援のみを調達しているが、人事院の示す移行計画全てを一括して調達するという選択肢はなかったか。

人事院のガイドラインでは、実施計画書の作成、移行作業実施、検証作業、システム本格導入など、年度ごとに実施業務が示されているため、これに則って調達することが必要となる。

②次の計画段階における業務の調達方法をどのように考えているのか。

今後の業務は、今回落札した業者以外の者でも実施が可能であるため、その調達も原則どおり一般競争入札によるものとする。業務内容も異なるため、本件の落札者が今後の調達において有利に働くこともないと考えている。

**D 【什器一式購入（随意契約（不落・不調）：購入）】**

①本件が入札不調となった理由をどう考えるか。

本件では、購入物品の納入場所が参議院本館（議事堂）であり、納入には細心の注意が求められるため、入札参加者において養生及び作業人員の確保等に要する経費を多めに見積もったことが原因と考えられる。

②入札参加者は、納入において配慮すべきことを予め了知していたか。

入札公告において、納入場所を本館と示していることから、留意すべき事項の判断はできたものとする。